

# 電気通信紛争処理委員会（第125回）議事録

## 1 日時

平成24年11月30日（金）午前10時00分から午前11時20分まで

## 2 場所

共用会議室1（総務省10階）

## 3 出席者

### (1) 委員

坂庭 好一（委員長）、湊上 玲子（委員長代理）、尾畑 裕、山本 和彦（以上4名）

### (2) 特別委員

加藤 寧、白井 宏、森 由美子、若林 和子（以上4名）

### (3) 総務省

柴崎 哲也 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課市場評価企画官

### (4) 事務局

岡崎 俊一 事務局長、川村 一郎 参事官、佐々木 洋 紛争処理調査官  
武藤 聖 上席調査専門官、北村 隆雄 上席調査専門官、  
濱崎 末盛 上席調査専門官

## 4 議題及び議事概要

### (1) 「電気通信紛争処理マニュアル」の改訂について【公開】

電気通信紛争処理マニュアルの改訂について審議し、案のとおり改訂することとした。

### (2) 第4回国際通信調停フォーラムの報告について【公開】

第4回国際通信調停フォーラムの報告について、加藤特別委員及び事務局から報告を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

### (3) 電気通信事業分野における競争状況の評価2011の概要について（総合通信基盤局からの説明）【公開】

電気通信事業分野における競争状況の評価2011の概要について、総合通信基盤局から説明を受け、質疑応答及び意見交換を行った。

### (4) あっせん事案について【非公開】

あっせん事案について 事務局から報告を受けた。

※ 議題(4)については、会議を公開することにより、当事者の権利利益を害するおそ

れがあるため、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催し、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、会議の議事録及び使用した資料を非公開とする。

## **5 議事内容**

### **<開会【公開】>**

【坂庭委員長】 それでは、時間になりましたので、ただいまから電気通信紛争処理委員会の第125回委員会を開催させていただきます。

委員4名の御出席ということになります。それで定足数は満たすということでございます。また、4名の特別委員にも御出席いただいております。

委員会運営規程に従いまして、持ち回りで行いました第124回の委員会の結果について、最初に私のほうから御報告させていただきます。

この委員会は、10月29日から31日にかけて、委員5名の電子メールによる持ち回りで、あっせん委員の指名について審議したものでございます。その結果、全委員から賛成をいただきまして、原案どおり議決されております。なお、この審議は電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づきまして、すべて非公開で開催してございます。

この件に関する私からの報告は以上でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速ですが、本日の議題に入らせていただきます。本日の会議は一部非公開で開催いたします。お手元に配付されてございます議事次第に従って議事を進めてまいりたいと思いますが、議題1から3につきましては公開、議題4につきましては、係争中の個別事業者間の協議状況等を含む説明や質疑応答等を予定してございます。そのため電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づきまして、非公開ということで開催させていただきます。したがって、傍聴者の皆様方には非公開とする審議が始まります前に、恐縮ですが、退室していただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

### **<議題（1）「電気通信紛争処理マニュアル」の改訂について【公開】>**

【坂庭委員長】

それでは、最初の議題、「電気通信紛争処理マニュアルの改訂について」に入らせていただきます。事務局から御説明をお願いいたします。

【佐々木紛争処理調査官】 電気通信紛争処理マニュアルの改訂でございます。資料1-1、資料1-2に基づきまして、御説明させていただきます。

電気通信紛争処理マニュアルにつきましては、毎年1回、こういった紛争が解決の対象となり、また、その制度と実例を見ていただくために公表しているものでございまして、今回で10回目になるものでございます。

今回の改訂につきましては、平成24年1月から平成24年11月までに行われた7件のあっせん、その他関係資料の現行化という形で改訂を行う予定でございまして、24年11月版として公表する予定でございます。具体的な内容につきましては資料1-2のほうで、改訂のものも含めましてお配りさせていただいておりますけれども、概要につきまして資料1-1で御説明をさせていただきます。

改訂内容につきましては、「はじめに」ということで委員長からごあいさつを新たにいただいております。また、第Ⅱ部のほうで事例集成ということで、平成24年1月から平成24年11月までに行われた7件のあっせん事案を追加しております。4件が接続に関する費用負担の関係、3件が地上テレビジョン放送の再放送に係る同意の関係ということで、この7件を追加させていただいております。これにつきましては、既にホームページ上では公表しております、委員の皆様からも内容的には御了解をいただいているものでございます。

また、附属の関係資料といたしまして、委員・特別委員の名簿の現行化、関係法令の現行化等を行っているところでございます。今回は制度的に大きな変更もございませんので、基本的にはあっせん事案の追加ということでございます。御了解いただければ、来週中にホームページで新たなマニュアルとして公開していくとともに、印刷・製本しまして、関係事業者等から要望もありますので、配布させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問あるいは御意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

御説明にあったように毎年1回改訂しているということで、事例集成で7件の追加を行ったということでございます。

よろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それでは、御説明いただいた案のとおりマニュアルの改訂を行うということにさせていただきます。以上で、議題1は

終了でございます。

## ＜議題（２）第４回国際通信調停フォーラムの報告について【公開】＞

【坂庭委員長】 次に、議題２でございます。「第４回国際通信調停フォーラムの報告について」でございます。御出席いただいた事務局と加藤先生に御説明をお願いいたします。

【川村参事官】 それでは、お手元の資料２に沿って御説明させていただきたいと思えます。

国際通信調停フォーラムでございますけれども、これは欧米、アジア各国の通信と放送に関する紛争処理制度の現状ですとか、あるいは主要な紛争事例等を共有することにより、各国の担当者による協力関係を構築し、紛争処理制度の発展の方向をともに模索するということを目的としております。各国の放送通信分野における紛争処理機関の担当者が定期的に情報交換を行う場ということで、２００９年の秋から毎年韓国で開催されておりました、今回で４回目となります。

開催日時はお手元の資料２の１ページ目を御覧いただきたいと思えますけれども、本年は、１０月１１日木曜日の午後でございました。場所は、韓国ソウル市のウェスティン朝鮮ホテルの２階で、主催者は、韓国放送通信委員会と韓国情報通信振興協会の共催でございます。今年のテーマは、「スマート融合時代における新しいサービスの出現～紛争事例及び消費者保護」というテーマで行われました。日本からの出席者は、加藤特別委員と、私、川村でございました。プログラムにつきましては、別紙を御覧いただければと思えます。

次に、会議の概要でございます。

まず、英国通信庁（Ofcom）のCEO、最高執行責任者であるエド・リチャーズさんが、「デジタル時代におけるインターネットと消費者保護」と題して基調講演を冒頭でされました。

内容につきましては、そこでございますとおり、消費者にとって良好なインターネットの経験を提供するためにどのような貢献ができるかという問いには、次の３つの局面があるということで、１つ目として、健全なインターネットへのアクセス市場が存在すること。２つ目として、消費者がインターネット・サービスについて適時的確な情報を有すること。３つ目として、消費者がインターネット環境において安全で保護されていると感ずること。

１つ目の健全なアクセス市場ということでは、消費者が円滑に事業者を選択できるようにすることが重要ということで、英国では固定とブロードバンドにおける選択の改善策に

について意見を求め、結論を出し、さらにまた対象を広げていく予定であると。

2つ目のインターネット・サービスについての情報提供ということは、まずブロードバンド・サービスの価格と品質について情報を得る必要があるということで、これはOfcomとしても調査を行ったり、あるいは年次報告書に独立の章を設けたりといったような取組をやっているということでございます。

それから3つ目の消費者が安全で保護されていることについてでございますけれども、1つ目として知的財産権の保護、2つ目としてプライバシー、それから、3つ目として青少年保護と。このあたりは日本と共通する部分があると思っておりますけれども、これは他の規制機関とも協力して対処していかなければならないと。それから、そのEUの欧州委員会レベルでの取組も非常に重要であるといったような説明がございました。

基調講演は以上でございます、その後、セッション1ということで、ドイツ、日本、米国、それから、韓国のそれぞれ制度や係争事例について説明を行いました。

ドイツの方からは、今年、ドイツで電気通信法の改正があったということで、その概要について御説明がありました。その主な改正事項は、消費者保護の強化、ネットワークの拡張、それから、ネットワーク中立性の3本柱であるということで、一つ目にまず消費者保護の強化ということで、住居の移転における契約の保護。引っ越してもそのままスムーズに契約が継続できるようにするようなことの実施ですとか、番号ポータビリティ、位置情報サービス提供の際の利用者への通知といったものの改正を行うと。それから、ネットワークの拡張ということで、これは接続に関連する話だと思いますが、通信事業者のみならず、インフラ保有者はそのネットワークの位置情報等を提供しなければならないということでございます。

それから、2つ目として、非効率な使用がされている場合には、ドイツの連邦ネットワーク庁がそのネットワーク運営者に設備の共用や費用の分担を命令することを可能にするような取組を行っております。

3つ目として、ネットワークの中立性ということで、これは連邦政府が議会両院の同意のもとに命令を発することを可能にするための改正を行ったということでございます。

次に、日本でございますけれども、日本からは、加藤特別委員より電気通信紛争処理委員会の概要についての簡単な御紹介の上、日本におけるMVNOに関する紛争事例、それから、コンテンツ配信事業者等が抱える問題について御説明いただきました。

MVNOに関しては、日本におけるMVNOの進展状況、それから、総務省の参入促進

に向けた取組を紹介した上で、過去に同委員会が取り扱った2つの事例について概要を説明しました。さらに、コンテンツ配信事業者等が抱える問題に関しては、本年2月から3月にかけて行ったアンケートの調査結果の概要について紹介しました。

次に、米国でございますけれども、米国は、これは当初、米国の方が来られる予定だったのですが、急遽来られなくなって、韓国のシンクタンクの方が御説明されていましたが、米国市場における新しいタイプの紛争事例ということで、幾つかの事例についての紹介がございました。

1つ目は、番組のアクセスに関する紛争ということで、Sky Angel対Discovery事件が紹介されて、Sky Angelというのはもともと衛星放送事業者だったのですが、その衛星の使用料が高いということで、2008年に衛星からインターネット配信に切りかえた。その衛星に乗かって番組を配信していたコンテンツプロバイダのDiscovery、これは日本でもディスカバリーチャンネルがございますけれども、ここが契約と違うじゃないかということで、そこが提供しているアニマル・プラネットですとか、あるいはミリタリーチャンネルといった、これも日本でも提供されているサービスだと思いますけれども、こういったものを含む幾つかの人気チャンネルの配信を停止したということで、紛争になったというものでございました。

それから、次に、地上放送番組再送信に関する紛争の具体的事例ということで、これはiViTV事件と、それから、Aereo事件、これらについてその概要を紹介されました。iViTVというのは、これはニューヨークとシアトルでインターネットテレビを提供していると。これが地上波ですね。アメリカの4大ネットワークですか。そういったところの番組を再送信していることに対して、その地上各局が著作権の侵害を主張したということで、アメリカにも、日本と同様かどうかはちょっと分かりませんが、やはりケーブルテレビの同時再送信の制度があるようでして、争点となったのは、そのiViTVがケーブルテレビ事業者に該当するかどうかというところでございました。これは連邦控訴裁判所、日本の高等裁判所に当たるところでございまして、ここが今年8月にiViTVはケーブルテレビ事業者とは言えず、放送事業者の著作権を侵害するというふうに判断をしております。

それから、Aereo事件でございまして、これはクラウドコンピューティングを利用して、放送番組の転送サービスを提供する。日本でも似たようなサービスが実際紛争になって、最高裁まで上がったかと思いますが、これもやはり地上放送の各局が著作権

侵害を主張して提訴したと。この辺も日本と同様の状況でございます。ただ、アメリカの連邦地裁は今年7月に、この件に関しては、A e r e oは著作権を侵害していないというふうに判断しております。アメリカの事例は以上でございます。

それから、韓国でございますけれども、韓国における通信・放送の融合による新しいサービスとして、スマートTV、それから、O T S、これはいわゆる固定、それから、携帯、I P T V衛星をパッケージしたサービス、日本でもトリプルプレイとか、そういったような言い方がなされているようなもの。それに類するようなものだと思うのですが、あと、m V o I Pですね。これは携帯のインターネット電話等のサービス、これらが新たなサービスであるということで紹介した後、こうしたサービスをめぐっての紛争事例についての説明をされました。

それで、スマートTVに関しましては、今年2月にK T、日本のN T Tに当たる通信会社ですけれども、ここがサムスのスマートTVサービスを、利用者に対する事前の十分な通知なしに中断したという事件、これは日本でも新聞報道等されましたけど、これについての御紹介。それから、K Tが同じく提供するO T Sサービスの消費者保護の観点からの問題。これは契約に関する重要事項が利用者に十分告知されていないですとか、契約期間が3年に限定されていて柔軟に対応することができないといったようなことが問題だというふうにされております。これに対してK C C、韓国放送通信委員会が今年2月に改善命令を出したという事例についても併せて紹介がございました。

その上で、セッション2で、セッション1で各国から紹介された内容等を踏まえ、質問及び意見交換がございました。ここは各国からの御出席の方に加えて、韓国の大学の先生4名と、あと司会の方1名が加わって、パネルディスカッションを行いました。

日本に対しては、最近の制度改正で、電気通信紛争処理委員会における紛争対象に放送分野における紛争が追加されたことをどのように評価するのかですとか、あるいは紛争を解決する際に公正競争の阻害とか、あるいは視聴者への利益の影響等の審査基準をどのように適用しているのかといった質問がございました。

これに対し、加藤特別委員のほうから、通信と放送の融合が進展する中で委員会機能の統合は不可欠であり、現実にケーブルテレビによる地上放送の再放送に関する紛争が委員会の審議の対象になっている。また、スマートTVに関する紛争の解決に当たっては、公正競争の確保と、ネットワークの負荷による利用者の利益への影響の両方をよく考慮して判断する必要がある旨の御回答をされました。フォーラムの概要につきましては以上でござ

ざいます。

私からの御説明は以上でございますけれども、加藤先生のほうはいかがでございますでしょうか。

【加藤特別委員】 今回出席させていただいた加藤でございます。参事官から詳細な御報告がありましたので、内容につきましてはそのとおりでございます。

今回出席させていただいて特に感じたことは、我々この委員会でいろんな紛争の案件に関して議論しているところですが、世界においても共通の問題を抱えていて、それぞれの国において審議されているというような状況を改めて感じた次第です。ですので、この委員会の重要性について改めて認識させられた次第でございます。この点に関しましては、私自身とても参考、勉強になった次第です。

最後ですが、今回の発表、パネル討論などにおきまして、事務局に資料の準備等で大変お世話になったことにつきまして感謝申し上げます。簡単でございますが、私からの報告とさせていただきます。

【坂庭委員長】 どうもありがとうございます。何か御質問等ございましたらお願いいたします。どうぞ。

【山本委員】 基本的というか、初歩的な質問ですが、今回のテーマで消費者保護というのが掲げられていて、各国の消費者保護についての御報告があったということですが、この各国の紛争解決機関で、消費者と事業者の紛争を直接これは扱っているという、B to Cの紛争も扱っているということなのかどうかというのを、もしお分かりになればお教えいただきたいです。

【川村参事官】 各国、実際に具体的にどこがどういう対象としているかというところまで、すみません、私も不勉強であまり承知していませんけれども、ただ、かなり多くの国でそういうB to Cの紛争も扱っているというふうには聞いてはおります。ただ、今回出席した国で扱っているかどうかというところは、ちょっと定かではないところがございますので。

【山本委員】 具体的な紛争で、今御紹介のあった紛争の事例は割合企業間の紛争の事例が多かったように伺いましたけれども、取り上げられたものの中で、消費者が申し立てたというようなものはなかったのでしょうか。

【川村参事官】 そうですね。特になかったように記憶しております。

【山本委員】 分かりました。ありがとうございます。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。この委員会は少なくとも消費者保護みたいなものはカバーしていないですね。

【川村参事官】 はい。カバーしていないですね。

【坂庭委員長】 よろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。加藤先生も大変御苦労さまでした。それでは、これで議題2は終了ということにさせていただきます。

### ＜議題（3）電気通信事業分野における競争状況の評価2011の概要について【公開】＞

【坂庭委員長】 それでは、次に議題3でございます。「電気通信事業分野における競争状況の評価2011の概要」でございます。本件につきましては、総務省総合通信基盤局事業政策課の柴崎市場評価企画官から御説明をいただくことになってございます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

【柴崎市場評価企画官】 市場評価企画官の柴崎と申します。よろしくお願ひします。

お配りした「競争評価2011」に関する資料に沿って、御説明いたします。

1ページ目を御覧いただきたいと思ひます。こちらは競争状況の概要ということでございますけれども、そもそも競争評価とは何かということをお説明してございます。例年御出席の方々は御承知の内容かもしれませんが、一応歴史的なことを御説明します。

2003年に電気通信事業法が規制体系を事前規制から事後規制ということに転換いたしました。それを踏まえて、市場動向が非常に急激に変化していくわけですが、それを把握しておく必要があるということで、競争評価という制度が導入されました。こちらは2003年ということになりますので、約10年経過しているわけでございます。競争評価2011と申しましても、2012年9月に確定したわけでございますけれども、競争評価2011は、サービス分野の変化が明らかに著しい、移動系通信分野のデータ通信市場といったものを着目したり、あとは従来どおりになりますけれども、ブロードバンド市場の中の「FTTH市場」というものをクローズアップしたりといったようなことに加えて、従来から収集してきた基本データの内容を広げるといったような工夫をしております。

この競争評価のプロセスでございますけれども、1ページ左下の図に書いてございますが、基本方針というのを数年に一度見直してございまして、それに沿って、今年度について

どういった方法で取り組むかといった実施細目というものを決めた上で、情報収集して評価を行っていくというような、PDCAサイクル的な方法をとっております。

2 ページが競争評価アドバイザリーボードのメンバーです。こちらは基本的には制度創設以来、先生方、非常にお詳しいということで、あまり変わってはいないですけれども、先生方の御専門といたしましては、独禁法のほか、競争政策的な経済学といった分野に分かれております。

3 ページでございますけれども、先ほど移動系を大分ピックアップしたということをし上げましたけれども、移動系通信市場が一体どういう構造になっているかということで、報道されている部分もございますので、大体皆様も外郭は御理解いただいている内容かと思いますが、2011年度、移動系通信市場の契約数は1億3,276万人ということで、成熟市場と言われながらも、携帯市場については引き続き7.7%の増加を見せているわけでございます。

シェアにつきましては、ドコモが45.3%、KDDIが26.4%、ソフトバンクが21.8%という形になっております。ただし、このソフトバンクにつきましては、昨年時点でもウィルコムという、今、会社更生法適用会社でございますけど、こちらに100%出資しております、こちらを加えますと、25.2%ということございまして、全体的なトレンドといたしましては、NTTドコモが徐々にシェアを落としており、KDDIは横ばい傾向、ソフトバンクがシェアを着実に伸ばしているといったような傾向にございます。

今申し上げたようなことは3ページの右下のグラフを御覧いただければ一目でお分かりいただけると思います。ドコモがシェアを落として、ソフトバンクが伸びているといったようなことで、市場集中度、HHIと呼んでおりますけれども、これはハーフィンダール・ハーシュマン・インデックスということで、御専門の方々は重々御承知の内容かと存じますが、各社のシェアを2乗して足し合わせたものでございますけど、独占度を表す指標ということでございます。3ページの右下のグラフで、折れ線グラフで書いてございますが、徐々に低下しているということございまして、競争状況は少しずつ改善されているというふうな見方ができるわけでございます。ただし、基本的には3社による寡占状態にあるということは言えるかと思えます。

先ほど冒頭で、競争評価2011の試みとして、新しいデータをもろもろ取り入れたということをし上げました。こちらはこういったところに着目したかということございまして、携帯市場に対する一般の消費者的な観点からいうと、携帯3社ないし4社があ

って終わりということかと思いますが、競争政策的な観点から、MVNOというものに非常に注目しています。こちらはモバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレーターといまして、携帯事業者から回線提供を受けてサービスを提供しているような事業者ということでございます。日本通信、I I Jといった会社がございますけれども、かなり詳しい方でないと、あまりまだ身近には感じないかもしれません。

そういった事業者、実は新規参入事業者という位置づけで非常に重視しておりまして、数的には契約数484万、提供事業者数247社ということございまして、移動系通信市場全体の1億超のボリュームと比べますと、まだまだ少ないわけでございますけど、左下のグラフを御覧いただきますと、その契約者数と事業者数がともに着実に増加はしていることが分かります。

2つ目のデータとしては、SIMロック解除の状況ということございまして、SIMロック解除というのは、携帯電話各社が提供している端末について、自社の通信サービスしか提供できないようにするというロックを外すことです。5年ぐらい前ですと、携帯電話全社がSIMロックをかけておりましたが、今はNTTドコモにつきましてはSIMロックを解除しております。そうしますと、例えばNTTドコモを解約したとしても、MVNOのサービスに移行した時にその端末が引き続き使えるというようなことがございまして、競争政策的には重要なツールと考えております。

3つ目は番号ポータビリティでございまして、これは現在の電話番号を保持したままサービスを移れるかといったような指標でございます。

4つ目は固定と移動の連携サービスということで、代表的なセット販売的な商品として、KDDIのスマートバリューというのが宣伝されておりますけど、そういったセット販売的な連携サービスが出てきているということで、こちらについても注目いたしました。

5つ目はデータ通信専用端末といまして、Wi-Fiのルーターとかタブレット端末を指します。iPadもそういった端末の一つであり、そういった動向にも注目いたしました。

6つ目といたしましては、ネットワークレイヤーと上位下位レイヤーとの関係ということで、上位下位と私どもが呼んでいるのは、例えば、グーグルとかアップルが含まれますし、あと、アマゾンとかそういった事業者がございまして、これについては後ほど詳しく説明いたします。

そういった形で移動系通信市場と申しましていろんな側面がございますので、ちょっ

とスコープを広げて分析したのが今年の特徴でございます。

4 ページを御覧いただきますと、上位下位レイヤーについて取り上げております。通信市場を分析する際にレイヤーという言葉が一般的に使われておりまして、4 ページの左下を御覧いただきますと、どういったイメージかというのがお分かりいただけるかと思いません。

通信レイヤーというのがまず真ん中にございまして、それより下の部分は、よりハード的なもの、端末になると思えますけど、ハードを提供するような端末レイヤー、端末プラットフォームレイヤーと端末レイヤーに分けていますけれども、上に行くとソフト的なものということで、サービスを提供しているということで、上位レイヤーと私どもは呼んでいます。

こちらは専門的に上位レイヤーと申しても分かりにくいと思えますが、サービスを個別に見ていただきますと、ヤフーでありますとかグーグルとか、非常に皆様も現在でも身近にお使いになっておられるサービスが多いかと存じます。

こういったものが非常に多く利用されることで、実はもう通信レイヤーを支配しているような動向があるのではないかとといった指摘もございまして、それを今回の競争評価 2011 では取り上げた次第でございます。

今の4 ページ右下の図を御覧いただきますと、上位下位レイヤーにおけるサービスの提供状況ということを書いております。こちらは大きく分けると、全く違う性格のものが2 つあることが分かります。例えばドコモ、au、ソフトバンクというのが通信キャリア、通信事業者でございまして、そのほかにアップル、グーグル、アマゾンといった外資系であって、上位下位レイヤーのうち非常に消費者の利用度が高いサービスを提供している事業者、この2 つに大別されるわけでございます。

こちらはガラケーと言われていたフィーチャーフォン、従来のスマホ以前の電話でございます。ドコモですとiモード、auですとEZwebといった形で、キャリアがプラットフォームという部分を、入り口の部分で独占していたわけでありまして、スマートフォン時代に入りまして、アップル、グーグル、アマゾンといった、むしろ上位レイヤーサービスを提供する事業者の方のシェアがずっと増えております。その率は、これはパソコンでも利用できるわけですが、非常に勢いで伸びているといったようなことがございます。

そういった上位下位レイヤー事業者による通信市場の支配というものがあるかと。利用

者のロックインまで生じているかといったようなことを分析したわけですが、結果といたしましては、こういったアップルとかグーグルとかアマゾンの提供しているサービスというのは、特にどここの通信事業者にしか提供しないとかそういった性質のものではないということが調べた結果分かりまして、開放度は高いということで、特に上位下位レイヤーの事業者が通信市場を支配している、ないし利用者のロックイン効果を生じさせているというようなことはないという結論に至っております。

移動系について力を入れたので時間をかけてしまいましたけれども、固定系に入ります。5ページでございますけれども、固定系はわりとトレンド的には静態的でございますので、駆け足で参りたいと思います。まず固定系ブロードバンド市場というものがございます。こちらの事業者別シェアはNTT東西というのが54%ぐらいです。J:COMグループというケーブルテレビ事業者が8.5%、ソフトバンクグループ7.5%、KDDI 6.1%、電力系事業者が5.8%ということでございます。

こちらのシェアの増減を見ていただきたいのですが、ソフトバンクグループだけ1.8%ということで、シェアを落としております。こちらはこういった理由かといいますと、ソフトバンクというのはADSLと言われるサービスの比重が高い一方、固定系ブロードバンド市場全体では、FTTH、光にシフトが続いておりますので、ソフトバンクがシェアを落としているといったようなことになっております。

市場集中度でございますと、固定系ブロードバンド市場といたしましては3,152ということで、この右下のグラフを御覧いただきますと、HHIがちょっと上がった、軽いV字となっております。こちらにつきましては、主な要因はNTTがシェアを伸ばしていると申しますか、やはりADSLからFTTHの転換が進みまして、どうしてもFTTHとなるとNTT東西のシェアが高いということで、市場集中度は若干上がっているわけですが、例えば先ほどの移動系通信市場と比べて見ると、HHIはずっと低いということで、競争状況は横ばいというところで評価できるかと思っております。

ただ、これは今、全国で3,152というふうにしておりますけれども、東西格差がございまして、東日本地域ですと3,590、西日本地域だと2,771ということで、西日本地域が随分競争が激しいというようなことが分かるところでございます。

続いて6ページを御覧いただきたいと思っております。今、固定系ブロードバンド市場ということをお申し上げしましたが、その中身といいますのは、ADSLであったり、CATVインターネットであったり、そして、FTTHでございます。FTTHの市場が非常に大き

くなっているということで、こちらは部分市場として見ているわけでございます。契約数、先ほどの固定系ブロードバンドが約3,500万ということを申し上げましたけれども、FTTHがそのうち約2,200万というふうに御理解いただければと思います。

事業者別シェアを御覧いただきますと、NTT東西が74.2%、4分の3ぐらいということで、FTTHの市場についてはNTTがまだ強い。あとは電力系事業者が健闘しております、そちらが9.0%。あとKDDIが9.5%といったような状況になっております。

この市場集中度という数字でございますけれども、移動系通信市場については5,500前後だったというふうに御覧いただきましたけど、先ほどの固定系ブロードバンドは3,100ぐらいでした。このFTTHについては5,691ということで、HHIはまだまだ高いと言わざるをえない。ただ、固定系ブロードバンド市場全体と同じように東西格差が見られて、西日本地域の方が競争的には進んでいるというような考え方をしております。

7ページを御覧いただきたいと思います。

FTTHについてはどうしてもNTTのシェアが高いわけでございますけれども、これはすぐれて設備産業であるということが影響しております。そうしますと、できるだけ細かくブロック別なり県別なりに見ていく必要があるだろうという観点から、都道府県でどうかというような見方をしております。

先ほど来申し上げているとおり、西日本地域では他事業者、NTT西以外のシェアが高い傾向にあります。それを端的に表現したのが7ページ左下のグラフでございます。先ほど、HHIが、FTTH全体で約5,700という数字を前ページで申し上げたところですが、例えば近畿地方を御覧いただくと、4,200ぐらいということで、全体の5,700と比べるとかなり低いということが言えるかと思えます。その中身はこの棒グラフを、全体的なイメージで見ていただくとお分かりいただけます。電力系事業者が健闘しているということで、例えば、ケイ・オプティコムという会社を御存じかと思えますけれども、そういった会社などが頑張っているという傾向にあります。

それで、全体的には、この右半分が西日本地域でございますけれども、西日本地域についてざっくり申し上げますと、電力系事業者がかなり健闘しているというようなトレンドが読み取れます。その一方で、左半分については、関東をはじめ、KDDIが健闘しているというようなトレンドが読み取れるかと思えます。

8ページを御覧いただきたいと思います。こちらは私ども競争状況をデータに基づき分

析いたしまして、最終的に評価するというところを行っておりますけれども、この評価については、1年で大きく変わるわけではございませんが、競争評価2011では、例年と比べ、若干の違いを表現したような形になっております。

例えば移動系通信市場のNTTドコモのシェアでございますけれども、市場支配力を行使し得る地位が低下しているということで、先ほどシェアが落ちているということを申し上げましたけど、そういったことを反映した記述となっております。ただし、まだ支配的な地位にはあるけれども、結果的に市場支配力を行使する可能性は低いという結果となっております。

また、今回取り上げました上位下位レイヤーとの関係でございますけど、そちらについては市場支配力の形成の兆候は見られないというような結論になっております。

固定系についても、数字で個別に見ていくと変化があるわけでございますけれども、結果的には近い結果になっておりまして、市場支配力を、東日本地域ではNTT東日本、西日本地域ではNTT西日本がそれぞれ単独で市場支配力を行使し得る地位にはあると。ただし、実際に市場支配力を行使する可能性は低いという評価となっております。

なお、このNTT東西ということを申し上げましたけど、他事業者と協調して支配力を行使するというところも考えられますので、そういったことについても同様に評価しておりますが、結論的には同じようなこととなっております。

FTTHについても、今申し上げたことと結果的には同じような内容となっております。9ページを御覧いただきたいと思っております。これは細かい内容ですので、御参考程度ということでございますが、パブリックコメントでどういった意見が寄せられたかということですので。なぜここで御紹介しているかと申しますと、端的にNTTグループのスタンスとそれ以外の競争事業者のスタンスが非常に対照的であるということで、あえてこちらで御紹介しております。

1例だけ示しておきますと、例えば市場画定に関するものの最初のポツでございますけれども、情報通信市場全体を一つの市場として、上位下位レイヤー等を含めて分析評価すべきというようなことで、NTTグループにつきましては特に、個別の市場で見ると、NTT東西はシェアが高いが、情報通信市場を一体的に見ることでそのシェアが低下するだろうと、そういったスタンスもうかがえます。

それに対しまして、競争事業者というのは大分対照的なスタンスをとっておりますけれども、例えば一番下から2番目のポツを御覧いただければと思っておりますけど、市場支配力に

関するものということで、F T T H市場において、N T T東西が実際に市場支配力を行使する可能性は低いという評価結果について不満であるというような意見を述べております。競争状況は、一般的には全体的に改善状況にあるとは私どもは考えておりますけれども、まだまだN T Tに対するスタンスというのは依然として変わらないといったような状況でございます。

競争評価2011については以上でございますけれども、今、2012の競争評価の作業に入っておりますので、そちらを少しだけ御紹介差し上げたいと思います。大体スケジュール的には10ページのような形で進めておりまして、例年は9月に前年度の競争評価を終えまして、10月から次のサイクルに入るというようなことをやっております。こちらは数回、競争評価アドバイザリーボードを開催いたしまして、最終的に翌年の夏以降確定するというようなサイクルで活動しております。

11ページを御覧いただきたいと思います。1年ごとでございますので、2012につきましては例年と比べ、顕著に分かりやすい違いがございます、その代表的なものが「移動系超高速ブロードバンド市場の急成長」ということでございます。

これは何かと申し上げますと、例えばN T Tドコモで申し上げますと、クロッシィというサービスを提供しておりますし、例えばU Qコミュニケーションズ等がW i M A Xというサービスを提供しております、W i M A XについてはBWAと言い、あとN T Tドコモが提供しているようなクロッシィについては、L T E、3.9世代の次世代の携帯ということで、この特徴が何かと申し上げますと、こういったL T EとかBWAというものは、実は固定系のブロードバンドに匹敵し得るような超高速のスピードが出ると。回線速度でいうと30Mbpsから75Mbpsと言われておりますけれども、今は、光ファイバー100Mbpsが大体標準的でございますが、移動系、携帯の速度が早まっている結果、固定系に追いつきつつあるということでございます。追いつきつつあるということは、市場として将来的に固定系を持たない人が出てくるとか、そういったことも既に見え始めておりますので、こちらは移動系の超高速ブロードバンドというものを非常に重視しています。

単にスピードが早いというだけではなくて、契約数も急激に伸びております。それを表したのが11ページの左下の図でございます、こちらは6月末の数字でございますけれども、あわせて666.4万ということで、移動系通信市場全体としてはまだまだ少ないということが言えるわけですが、この角度に注目していただきたいと思います。ちょっと分かりにくいですが、左下に注がございまして、今、6月末の数字として確定した数

字をグラフに掲載させていただきましたが、業界団体に届け出ている数字といたしましては、左下の図の下に直近の数字がございます。419万とか671万といった数字がございます、これを合計すると、1,000万を超えているということで、3箇月で600万台から1,000万を突破しております。この速度で伸びていくと、1,000万、2,000万とあっという間に伸びていくのではないかと。皆様が身近に感じられる、クロスシイもそうですけど、iPhone 5もLTEを搭載していますので、これは急激に伸びていくのではないかと。そこで、移動系超高速ブロードバンド市場を移動系通信市場の中の部分市場として確定し、分析していくということを考えております。

12ページを御覧いただきたいと思います。全体的な市場をどう見ているかを図で整理したものでございまして、先ほど申し上げた部分市場は、この左上の移動系通信市場の中で一つ新しい市場として画定しております。その他、こちらは4象限に分けておりますけれども、移動系と固定系というサービスがあるだろう、あるいはデータ通信、音声通信があるだろうということで、今のところこのような市場の整理の仕方をしておりますけれども、将来的にセット販売が出てきたりとか、あるいはこういった超高速ブロードバンドが広がっていくと、また別の見方をしなければいけないような局面もあり得るとは考えております。

13ページを御覧いただきたいと思います。競争評価2012において、今、市場画定の部分見直しを例として申し上げました。それが一番下でございまして、あとは昨年の様々なデータをより充実させていくということで、基本データの整理・拡充でありますとか、あとは、例年、特集的に戦略的評価ということを定点的評価とは別にやっておりますが、そういったものの中で、例えば移動系通信市場における新規参入事業者の事業環境ということで、先ほど言及したMVNOを取り上げたいと思っております。

こちらでちょっと申し上げますと、例えば先日、ソフトバンクによるイーアクセスの買収という話がございますけれども、市場がますます寡占化していく中で、新規事業者が参入しやすい環境を作っていくというのは引き続き重要であると思っております。

14ページが今の市場を細かく見た場合の全体像でございまして、こちらは御参考までということでございます。こういった市場区分に沿って分析をしていくといったようなことを考えております。

駆け足でございましたけど、以上でございます。ありがとうございました。

**【坂庭委員長】** どうもありがとうございました。それでは、今いただいた御説明に関

しまして、御質問あるいは御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ。

【加藤特別委員】 すみません。興味本位の質問になるかもしれないんですけど、最近、キャリアというよりは、例えば i P h o n e とかそういうものの力が非常に強くなってきて、むしろ彼ら、アップルがキャリアを支配するような構図というものも見えつつという状況があって、国内の端末メーカー等も相当圧迫されていると考えられる状況なので、それを踏まえた評価というか、そういう観点からの何かこう、サジェスションというか方向性とか見方というのはあるんでしょうか。

【柴崎市場評価企画官】 スマホである i P h o n e が強くなっているのは、おっしゃるとおりでございます。ほんの5年ぐらい前ですけども、スマホ以前の時代はむしろキャリアの通信事業者が強過ぎる状況にありました。しかも端末メーカーに補助金を出して開発させて、通信事業者がソフト部分、そのプラットフォームの部分も、端末の部分も両方コントロールしている時代でございました。それがあつと言う間にアップルのような事業者が出てきたということで、スマホ時代になって、ガラリと状況が変わったということは私どもも認識しております。

そちらを踏まえたのが、先ほどちょっと分かりにくかったのかもしれないですけども、上位下位レイヤーの動向ということでございます。どういうことかと申しますと、例えば4ページの左下の図を御覧いただきまして、i P h o n e は端末と、あとOS、i O S と言われるOSですね。ということで、この下の部分で大きなシェアを有していると。あと、実は下だけではなくて、i T u n e s というサービスがあって、こちらを通じていろんなサービスが提供されるということで、実は上にも下にも事業展開しているという状況で、先生がおっしゃるとおり非常に強いということで、去年、こういった事業者が実は通信事業者をもう実質支配しているのではないかというような視点で分析をいたしました。i P h o n e で申し上げますと、ソフトバンクがずっと独占で来たわけですね。それをKDD I にも開放して、特にどこの通信会社でなければいけないというような部分は薄まったと。

これは世界的な動向でもそうでした、i P h o n e の売り方というのは、最初に特定の通信事業者と独占契約を締結し、一瞬支配したかと思わせて、その後にはほかの通信事業者にも端末を提供・開放していくということで、確かに一見すごい支配力はありそうですけれども、通信事業者に与える影響はかなり中立に近いと考えております。おっしゃるとおり、そのまま i P h o n e が独占、売れ続けた末に、ここの通信事業者にしか売らないということであると問題だと思いますけれども、そういったことは薄まってはきていると。

薄まってきていると申し上げるのは、NTTドコモだけには販売していないものですから、ある意味、日本がちょっと特異なのかもしれない。世界的な動向で見ますと、イギリスでもアメリカでも最初にここと決めた後は、他社にも売っていくというようなやり方をしています。

【加藤特別委員】 ええ。どうしてそういう質問をさせていただいたかという、国内メーカーのキャリアにはあまり利益が残らないで、みんなアップルに持っていかれてしまう。私は電気情報系、電気通信を専門としていて、卒業生等にも非常に人気がないと。利益が出ない赤字だという状況なので、そういったような観点で、規制すべきかどうかは別問題として考えていかなきゃいけないかなという問題の一つかなと。まあ、何とも言いにくい状況ですけれども、その辺、対策があるかどうかというのが。

【柴崎市場評価企画官】 私ども一応、競争政策の規制当局ですので、なかなか単刀直入には申し上げにくいですが、例えば国際戦略局という部局がございまして、そちらでは日本の情報通信、機器も含めた国際競争力を高めていくための戦略を検討しております。

【加藤特別委員】 是非そういう方面で検討いただければと思います。

【坂庭委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【森特別委員】 ブロードバンド市場におけるハーフィンダール指数が東高西低という結果が出ていますが、これはやっぱり所得水準の違いから出てくる状況だというふうに考えてもよろしいでしょうか。それとも何か西日本地域のサービスが充実していて、NTT以外のブロードバンドのサービスに加入するという傾向が強まっているということでしょうか。

【柴崎市場評価企画官】 今、所得水準という鋭い御指摘をいただきましたが、すみません、そちらの観点からまだ考えたことはございません。私どもが考えているのは、電力系の事業者、先ほどケイ・オプティコムというのを代表例として挙げさせていただきましたけど、こちらが管路とか電柱とか、インフラの共通する部分が多く参入がしやすいということ。十数年前ですけれども、電力会社が通信に参入するのがブームみたいな時代がありました。電力会社というのは地域で非常に力がありますから、それが、電力系事業者がシェアを伸ばしている一番大きな要因となっているかと。

【森特別委員】 はい。東にも同じように電力系事業者がありますが、西の方がたくさんお客さんを集めているということなのではないでしょうか。

【柴崎市場評価企画官】 東日本につきましては、東京電力が代表選手になると思いますが、四、五年前だと思いますけど、通信事業をKDD Iに売却しました。パワードコムという会社だったのですが、そこをKDD Iが引き受けたということでございました。

【森特別委員】 結果的にNTTが東側は高い感じになっているわけですよね。そのあたりは原因がはっきりしているのでしょうか。

【柴崎市場評価企画官】 こちらの、例えばADSLについてはどういうことが行われたかといいますと、代表的な例としてヤフーBBが伸びていましたけれども、NTTの局舎を開放した結果として競争事業者と言われるほかの事業者のシェアが増えていきました。光ファイバーにつきましては、一応まだ整備段階、成長期にあるので、それが成熟段階となれば、いずれ競争事業者のシェアが増えてくるようなトレンドに移っていくだろうと。競争がもっと機能していくだろうというような見方をしております。

代表例を挙げますと、例えばKDD Iという会社がございますけれども、全方位作戦は苦しいということで、東日本の特定の県ですね。宮城とか栃木とかなんですけど、戦略を決めたらそこに重点営業をかけてシェアを伸ばしていくというようなことをしております。今週も一度記事になったと思いますが、それがかなり功を奏しているというようなことですので、東日本についても徐々に競争が機能していくような段階に移っていくのではないかとこのように思っています。

【坂庭委員長】 ほかにいかがでしょうか。はい。

【白井特別委員】 今いただいたグラフのこのHHIのデータを見ますと、固定系と移動系で、赤線の傾きというか、方向がちょっと変わっているかなと。移動系だとちょっと下がり気味、固定系だとちょっと上がって、今は落ち着いているのかもしれませんが、今回のこの評価の結果で見ますと、市場支配力ということについて可能性は低いという評価がほとんどの場合出ていると思いますが、この評価委員会ができてから過去において、やっぱりまずいとか、評価が強過ぎるのというような評価を出したことがあったのでしょうか。

【柴崎市場評価企画官】 過去にその競争状況について、実際に市場支配力が行使されているというような評価をしたことはございません。

【白井特別委員】 そうですか。特にここでそういう評価によって、このHHIが変わったということはないわけですか。

【柴崎市場評価企画官】 HHIは、ファクトベースの結果でございますので、その動

きを注視しております。その結果、市場支配力が行使されているというような評価を断じたことはありません。と申しますのは、特にNTTグループに対してなんですけれども、様々な規制手段を持っておりますので、NTTのシェアが右肩上がりが増えていくような場合は、今ではあり得ないですけれども、規制手段を講じることでシェアが落ちていくといたしますか、HHIが落ちていくような、基本的にはそういうトレンドで政策を動かすこともあり、トレンドとしては競争が機能している方向に動いているというように考えております。

今、先生がおっしゃったのは5ページのことになるのかなと思うのですが、5ページ、例えば3,008から3,152にちょっと上がってしまったということがございますけれども、分かりにくくて恐縮ですが、この固定系ブロードバンドというのは、いろいろなサービスがごった煮になっておりまして、端的に言うと、ADSLについては比較的、競争が機能していたけれども、衰退というか徐々に契約数が減っており、FTTHという、よりハイレベルな光ファイバー通信サービスに入れかわりつつある時期でございまして、入れかえ期になりますと、どうしても新技術を伴うサービスについてはNTT系のシェアが高くなります。その結果、全体として反転したということはちょっとだけあるのですが、基本的にはこのFTTH市場についても電力系事業者やKDDI等の健闘によって、競争は機能しているというふうな捉え方をしておりますので、例えばこういう反転がずっと続くようであれば問題だと思わなければならないんですけども、そこはもう少し改善されていくのではないかなというふうな見方をしております。

**【坂庭委員長】** このHHIというのは、例えば理論的には、最低値、最大値はあるのでしょうか。

**【柴崎市場評価企画官】** はい。これは各社のシェアの何パーセントというのを2乗して、足し合わせたものでございますので、理論的には、例えば無限に市場が細分化し、ほとんどゼロだったとすると、最低値はゼロに近い数値になります。それから、1社ですと100%になりますから、1万が最大値となり、ゼロから1万というような指標となります。

**【坂庭委員長】** その中の3,000とか4,000とかそういう数字が出てくるのですね。

**【柴崎市場評価企画官】** そのとおりです。

**【坂庭委員長】** はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしゅう

ございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。以上で議題3は終了とさせていただきたい  
と思います。

ここで柴崎企画官は退席となります。ありがとうございました。

(柴崎市場評価企画官退室)

【坂庭委員長】 どうもありがとうございました。

これで公開の議題は終了でございます。次回の委員会の日程につきましては別途事務局  
のほうで調整し、決まり次第、御連絡申し上げるということですので、よろしくお願  
いいたします。

(傍聴者退室)

#### **<議題（４）あっせん事案について【非公開】>**

※ この部分については、非公開にて開催した。

#### **<その他【非公開】>**

※ この部分については、非公開にて開催した。

#### **<閉会【非公開】>**

※ この部分については、非公開にて開催した。

- 以上 -